

別記一
一 解決ト合時ニ規定額ノ半額ヲ支給シ積立金全額ヲ返還
スルコト
一 規定額ノ半額ハ未成品ヲ完成シ其ノ支拂ヲ受ケタ
ル上ニテ支給スルコト
一 職工側要求ノ追加五千円ハ遺憾乍ラ拒絶スルコト
就テハ現在重役一同ノ力ヲ以テシテハ之以上到底出末ナ
イコトニ諒セラレタイ併シ職工側ノ方テ他ニ有利ノ解決方
法カアルト云フ考ヘナラ其ノ方法ヲ執ツテ進マレテモ致シ方ナ
イ併シ吾々トシテハソウウナレハ引下ル外ハナク引下ルニ就テ
ハ今ニテ言明シテ居タ規定額ノ半額ハ撤回セスニ支給ス
ル様努力スル。

別記一

別記二
解決書
明治電氣株式會社社員準社員雇員守衛小使等ノ全員
解雇問題ニ付キ十月十七日以降給料ヲ末シ居タル處今般
貴殿ノ御努力ニヨリ左ノ條件ヲ以テ解決致候ニ就テハ向

解決書

明治電氣株式會社社員準社員雇員守衛小使等ノ全員
解雇問題ニ付キ十月十七日以降給料ヲ末シ居タル處今般
貴殿ノ御努力ニヨリ左ノ條件ヲ以テ解決致候ニ就テハ向